

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年) 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「ついで、」の次に「1件につき」を加え、同項後段を削る。

別表第2(1)の部を次のように改める。

(1) 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画等認定申請に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この表において「建築等計画」という。)又は同条第	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定に基づく長期優良住宅法	新築に係る建築等計画である場合	住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円

6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この表において「維持保全計画」という。）の認定の申請に対する審査	定する長期使用構造等であることの確認を受けた住宅に係る建築等計画又は維持保全計画である場合	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000円
		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	326,000円
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	405,000円
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	485,000円
	増築	対象建築物の床面積	21,000円

若しくは	の合計が200平方メートル以内のもの	
改築に係る建築等計画	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	37,000円
又は維持保全計画である場合	対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000円
	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	114,000円
	対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	171,000円
	対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	251,000円
	対象建築物の床面積の合計が1万平方メ	425,000円

		一トルを超え2万平方メートル以内のもの	
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	530,000円
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	627,000円
その他の場合	新築に係る建築等計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円

対象建築物の床面積  
の合計が3,000  
平方メートルを超え  
5,000平方メー  
トル以内のもの

720,000円

対象建築物の床面積  
の合計が5,000  
平方メートルを超え  
1万平方メートル以  
内のもの

1,224,000円

対象建築物の床面積  
の合計が1万平方メ  
ートルを超え2万平  
方メートル以内のも  
の

2,260,000円

対象建築物の床面積  
の合計が2万平方メ  
ートルを超え3万平  
方メートル以内のも  
の

3,216,000円

対象建築物の床面積  
の合計が3万平方メ  
ートルを超えるもの

3,961,000円

増築  
若しくは  
改築  
に係る建

対象建築物の床面積  
の合計が200平方  
メートル以内のもの

72,000円

対象建築物の床面積  
の合計が200平方  
メートルを超え

168,000円

築等 計画	500平方メートル 以内のもの	
又は 維持 保全 計画 であ る場 合	対象建築物の床面積 の合計が500平方 メートルを超え 1,000平方メー トル以内のもの	269,000円
	対象建築物の床面積 の合計が1,000 平方メートルを超え 3,000平方メー トル以内のもの	542,000円
	対象建築物の床面積 の合計が3,000 平方メートルを超え 5,000平方メー トル以内のもの	955,000円
	対象建築物の床面積 の合計が5,000 平方メートルを超え 1万平方メートル以 内のもの	1,628,000円
	対象建築物の床面積 の合計が1万平方メ ートルを超え2万平 方メートル以内のも の	3,008,000円
	対象建築物の床面積 の合計が2万平方メ	4,284,000円

			一トルを超え3万平方メートル以内のもの	
			対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	5,270,000円

別表第2(2)の部中「長期優良住宅建築等計画変更認定」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定」に、「長期優良住宅建築等計画の変更」を「建築等計画又は維持保全計画の変更」に、「建築物を新築する」を「新築に係る建築等計画である」に、「建築物を増築し、又は改築する」を「増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画である」に、

「

13,000円
25,000円
45,000円
82,000円
129,000円
202,000円
331,000円
397,000円
465,000円

」

を

「

11,000円
21,000円
38,000円
67,000円
109,000円
173,000円

285,000円
343,000円
393,000円

」

に改め、同表(3)の部中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を、「場合」の次に「又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合」を加え、「長期優良住宅建築等計画の変更」を「建築等計画の変更」に改め、同表(4)の部中「認定計画実施者の地位の承継の承認申請」を「計画の認定を受けた者の地位の承継の承認申請」に、「認定計画実施者の地位の承継の承認の申請」を「建築等計画又は維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請」に改め、「1件につき」を削り、同表備考1中「長期優良住宅建築等計画に係る」を「建築等計画又は維持保全計画に係る」に、「長期優良住宅建築等計画の認定」を「建築等計画又は維持保全計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画認定」を「長期優良住宅建築等計画等認定」に改め、同表備考2中「長期優良住宅建築等計画の認定」を「建築等計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画の変更」を「建築等計画の変更」に、「長期優良住宅建築等計画認定」を「長期優良住宅建築等計画等認定」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定」に改め、同表備考3中「長期優良住宅建築等計画の変更」を「建築等計画又は維持保全計画の変更」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定」に改め、同備考の表中「建築物を新築する」を「新築に係る建築等計画である」に、「建築物を増築し、又は改築する」を「増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画である」に、

「

57,000円
147,000円
234,000円
480,000円
880,000円
1,546,000円
2,901,000円
4,216,000円



5, 215, 000円
--------------

」

を

「

51, 000円
131, 000円
208, 000円
428, 000円
784, 000円
1, 377, 000円
2, 583, 000円
3, 754, 000円
4, 644, 000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第3項及び別表第2の規定は、令和4年10月1日以後になされた申請に係る手数料の徴収について適用し、同日前になされた申請に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。



認定の申請が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。

【別記2 参照】

認定の申請が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。

【別記2 参照】

## 【別記1】

(現行)

## 別表第2(第2条関係)

名称	事務の区分			金額	
(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画(以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画である場合	建築物を新築する場合	住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円
				対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円
				対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000円
				対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル	326,000円

以内のもの

対象建築物の床面積の  
合計が2万平方メートル  
を超え3万平方メートル  
以内のもの

405,000円

対象建築物の床面積の  
合計が3万平方メートル  
を超えるもの

485,000円

建築物を  
増築  
し、又  
は改  
築す  
る場  
合

対象建築物の床面積の  
合計が200平方メートル  
以内のもの

24,000円

対象建築物の床面積の  
合計が200平方メートル  
を超え500平方メートル  
以内のもの

42,000円

対象建築物の床面積の  
合計が500平方メートル  
を超え1,000平方メー  
トル以内のもの

70,000円

対象建築物の床面積の  
合計が1,000平方メー  
トルを超え3,000平方メー  
トル以内のもの

135,000円

対象建築物の床面積の  
合計が3,000平方メー  
トルを超え5,000平方メー  
トル以内のもの

199,000円

対象建築物の床面積の  
合計が5,000平方メー  
トルを超え1万平方メー  
トル以内のもの

289,000円

		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	489,000円
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	607,000円
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	727,000円
その他の場合	建築物を新築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円

対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの

1,224,000円

対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの

2,260,000円

対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの

3,216,000円

対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの

3,961,000円

建築物を増築

対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの

82,000円

し、又は改築する場合

対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

189,000円

合

対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

304,000円

対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの

616,000円

対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メー

1,080,000円

			<u>トル以内のもの</u>	
			<u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	<u>1,836,000円</u>
			<u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	<u>3,390,000円</u>
			<u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	<u>4,824,000円</u>
			<u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	<u>5,941,000円</u>
(2) <u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画の変更</u> の認定の申請に対する審査	<u>建築物を新築する</u> _____場合		
		<u>建築物を増築し、又は改築する</u> _____場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	<u>13,000円</u>
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>25,000円</u>
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>45,000円</u>
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計	<u>82,000円</u>



が1,000平方メートルを  
超え3,000平方メートル  
以内のもの

対象建築物の変更に係  
る部分の床面積の合計  
が3,000平方メートルを  
超え5,000平方メートル  
以内のもの

129,000円

対象建築物の変更に係  
る部分の床面積の合計  
が5,000平方メートルを  
超え1万平方メートル以  
内のもの

202,000円

対象建築物の変更に係  
る部分の床面積の合計  
が1万平方メートルを超  
え2万平方メートル以内  
のもの

331,000円

対象建築物の変更に係  
る部分の床面積の合計  
が2万平方メートルを超  
え3万平方メートル以内  
のもの

397,000円

対象建築物の変更に係  
る部分の床面積の合計  
が3万平方メートルを超  
えるもの

465,000円

(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第9条第1項_____の規定に基づく譲受人を決定した場合_____における <u>長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請</u> に対する審査	
(4) 認定計画実施者の地位の承継の承認申請_____手数料	長期優良住宅法第10条の規定に基づく <u>認定計画実施者の地位の承継の承認の申請</u> に対する審査	<u>1件につき16,000円</u>

(改正案)

別表第2(第2条関係)

名称	事務の区分				金額
(1) 長期優良住宅建築	長期優良住宅法第5条第1項から	住宅の品質確保の促進等に関する	新築に係る建	住宅が存する建築物（以下この表において「対象建築物」という。）の床	<u>16,000円</u>

<u>等計画</u> <u>等認定</u> <u>申請手</u> <u>数料</u>	<u>第5項まで</u> <u>の規定に基</u> <u>づく長期優</u> <u>良住宅建築</u> <u>等計画(以</u> <u>下この表に</u> <u>おいて「建</u> <u>築等計画」</u> <u>という。)</u> <u>又は同条第6</u> <u>項及び第7</u> <u>項の規定に</u> <u>基づく長期</u> <u>優良住宅維</u> <u>持保全計画</u> <u>(以下この</u> <u>表において</u> <u>「維持保全</u> <u>計画」とい</u> <u>う。)</u> <u>の認定</u> <u>の申請に対</u> <u>する審査</u>	<u>法律(平成</u> <u>11年法律第</u> <u>81号)第6条</u> <u>の2第3項又</u> <u>は第4項の</u> <u>規定に基づ</u> <u>く長期優良</u> <u>住宅法第2</u> <u>条第4項に</u> <u>規定する長</u> <u>期使用構造</u> <u>等であるこ</u> <u>との確認を</u> <u>受けた住宅</u> <u>に係る建築</u> <u>等計画又は</u> <u>維持保全計</u> <u>画である場</u> <u>合</u>	<u>築等</u> <u>計画</u> <u>であ</u> <u>る場</u> <u>合</u>	<u>面積の合計が200平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u>	
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が200平方メートル</u> <u>を超え500平方メートル</u> <u>以内のもの</u>	<u>28,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が500平方メートル</u> <u>を超え1,000平方メート</u> <u>ル以内のもの</u>	<u>47,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が1,000平方メート</u> <u>ルを超え3,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u>	<u>90,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が3,000平方メート</u> <u>ルを超え5,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u>	<u>133,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が5,000平方メート</u> <u>ルを超え1万平方メート</u> <u>ル以内のもの</u>	<u>193,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が1万平方メートル</u> <u>を超え2万平方メートル</u> <u>以内のもの</u>	<u>326,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が2万平方メートル</u> <u>を超え3万平方メートル</u> <u>以内のもの</u>	<u>405,000円</u>

	<u>対象建築物の床面積の 合計が3万平方メートル を超えるもの</u>	<u>485,000円</u>
<u>増築 若しくは</u>	<u>対象建築物の床面積の 合計が200平方メートル 以内のもの</u>	<u>21,000円</u>
<u>改築 に係る建 築等</u>	<u>対象建築物の床面積の 合計が200平方メートル を超え500平方メートル 以内のもの</u>	<u>37,000円</u>
<u>計画 又は 維持 保全 計画 であ る場 合</u>	<u>対象建築物の床面積の 合計が500平方メートル を超え1,000平方メー トル以内のもの</u>	<u>61,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の 合計が1,000平方メー トルを超え3,000平方メー トル以内のもの</u>	<u>114,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の 合計が3,000平方メー トルを超え5,000平方メー トル以内のもの</u>	<u>171,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の 合計が5,000平方メー トルを超え1万平方メー トル以内のもの</u>	<u>251,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の 合計が1万平方メー トルを超え2万平方メー トル以内のもの</u>	<u>425,000円</u>

		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	530,000円
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	627,000円
その他の場合	新築に係る建築等計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,224,000円

	対象建築物の床面積の 合計が1万平方メートル を超え2万平方メートル 以内のもの	<u>2,260,000円</u>
	対象建築物の床面積の 合計が2万平方メートル を超え3万平方メートル 以内のもの	<u>3,216,000円</u>
	対象建築物の床面積の 合計が3万平方メートル を超えるもの	<u>3,961,000円</u>
増築 若しくは	対象建築物の床面積の 合計が200平方メートル 以内のもの	<u>72,000円</u>
改築 に係る建 築等	対象建築物の床面積の 合計が200平方メートル を超え500平方メートル 以内のもの	<u>168,000円</u>
計画 又は 維持 保全	対象建築物の床面積の 合計が500平方メートル を超え1,000平方メー トル以内のもの	<u>269,000円</u>
計画 である 場合	対象建築物の床面積の 合計が1,000平方メー トルを超え3,000平方メー トル以内のもの	<u>542,000円</u>
	対象建築物の床面積の 合計が3,000平方メー トルを超え5,000平方メー トル以内のもの	<u>955,000円</u>
	対象建築物の床面積の 合計が5,000平方メー トルを超え1万平方メー	<u>1,628,000円</u>

			<u>ル以内のもの</u>	
			<u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	<u>3,008,000円</u>
			<u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	<u>4,284,000円</u>
			<u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	<u>5,270,000円</u>
(2) <u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u>	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく <u>建築等計画</u> 又は <u>維持保全計画</u> の変更の認定の申請に対する審査	<u>新築に係る建築等計画である場合</u>		
		<u>増築若しくは改築に係る建築等計画</u> 又は <u>維持保全計画</u> である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	<u>11,000円</u>
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>38,000円</u>
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>67,000円</u>
対象建築物の変更に係	<u>109,000円</u>			

る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの

173,000円

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの

285,000円

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの

343,000円

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの

393,000円

(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手

長期優良住宅法第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理業者等が選任された場



<p>数料</p>	<p><u>合における</u> <u>建築等計画</u> <u>の変更</u> _____の 認定の申請 に対する審 査</p>		
<p>(4) <u>計画</u> <u>の認定</u> <u>を受け</u> <u>た者の</u> <u>地位の</u> <u>承継の</u> <u>承認申</u> <u>請</u>手数料</p>	<p>長期優良住宅法第10条の規定に基づく<u>建築等計画又は維持</u> <u>保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請</u>に対 する審査</p>		<p>_____ 16,000円</p>

【別記2】

(現行)

建築物を 新築する  ____ __場合		
建築物を 増築し、	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	<u>57,000円</u>
又は改築 する	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>147,000円</u>
_____ _____ _____場	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>234,000円</u>
_____ _____ _____場	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>480,000円</u>
_____場	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>880,000円</u>
_____場	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	<u>1,546,000円</u>
_____場	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	<u>2,901,000円</u>
_____場	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	<u>4,216,000円</u>
_____場	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	<u>5,215,000円</u>

(改正案)

新築に係 る建築等 計画であ る場合		
増築若し くは改築 に係る建 築等計画	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	<u>51,000円</u>

又は維持 保全計画 である場 合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>131,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>208,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>428,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>784,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	<u>1,377,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	<u>2,583,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	<u>3,754,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	<u>4,644,000円</u>

# 建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設

(改正前)

○現行の認定制度は建築行為を前提とし、建築計画と維持保全計画をセットで認定する仕組みであるため、既存住宅については、一定の性能を有するものであっても、増改築行為を行わない限り認定を取得することができない。

(改正後)

○優良な既存住宅について、増改築行為がなくとも認定(維持保全計画のみで認定)できる仕組みを創設。

